

奈良県金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年7月1日

奈良県公安委員会

委員長 島 本 太香子

奈良県公安委員会規則第5号

奈良県金属くず営業条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県金属くず営業条例施行規則（昭和32年4月奈良県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「金属くず業」を「金属くず商」に改め、同条第1号エ及び第2号ウを削る。

第6条第1項中「申請書に写真2葉を添えて」を「申請書を」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、届出済証の再交付を受けるときは、写真（6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。以下同じ。

）1葉を添えるものとする。

第9条第2項を削る。

第10条の見出しを「（帳簿等）」に改め、同条第2項中「第10条第4項」を「第10条第3項」に、「帳簿」を「帳簿等又は電磁的方法による記録」に、「又は亡失」を「、亡失又は滅失」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 条例第10条第1項の規定による帳簿に準ずる書類は、次の各号のいずれかに該当する書類とする。

(1) 条例第10条第1項の規定により記載すべき事項を当該営業所における取引の順に記載することができる様式の書類

(2) 取引伝票その他これに類する書類であって、条例第10条第1項の規定により記載すべき事項を取引ごとに記載することができる様式のもの

3 金属くず商は、条例第10条第1項の規定により前項第2号に掲げる書類に記載をしたときは、当該書類を当該営業所における取引の順にとじ合わせておかなければならない。

第12条中「2葉」を「1葉」に改める。

第1号様式から第9号様式までを次のように改める。

金属くず商許可申請書

年 月 日

奈良県公安委員会 殿

申請者の氏名（名称）及び住所（所在地）

奈良県金属くず営業条例第 3 条の規定により、下記のとおり許可を申請します。

記

申 請 者	個人	本 籍		
		住 所		
		フリガナ 氏 名		
		生年月日	年 月 日	
	法人	フリガナ 名 称		
		主たる事務 所の所在地	電話番号	
		フリガナ 代表者氏名 住 所 生年月日	年 月 日	
営 業 所		名 称		
		所 在 地	電話番号	

※ 1 法人の場合は、その業務を行う役員を（その 2）に記載すること。

※ 2 営業所が複数ある場合は、その名称及び所在地を（その 3）に記載すること。

第 1 号様式（第 3 条関係）

（その 2）

業 務 を 行う役員	住 所	電話番号
	フリガナ 氏 名	
	生年月日	年 月 日
業 務 を 行う役員	住 所	電話番号
	フリガナ 氏 名	
	生年月日	年 月 日
業 務 を 行う役員	住 所	電話番号
	フリガナ 氏 名	
	生年月日	年 月 日
業 務 を 行う役員	住 所	電話番号
	フリガナ 氏 名	
	生年月日	年 月 日
業 務 を 行う役員	住 所	電話番号
	フリガナ 氏 名	
	生年月日	年 月 日

第1号様式（第3条関係）

（その3）

営 業 所	名 称	
	所 在 地	電話番号

営 業 所	名 称	
	所 在 地	電話番号

営 業 所	名 称	
	所 在 地	電話番号

営 業 所	名 称	
	所 在 地	電話番号

営 業 所	名 称	
	所 在 地	電話番号

(表)

↑
7
センチメートル
↓
↑
7
センチメートル
↓

○ 第 号

金属くず商 許可証

年 月 日

奈良県公安委員会 印

←----- 1 1 センチメートル ----->

(裏)

↑
7
センチメートル
↓
↑
7
センチメートル
↓

氏名又は名称	年 月 日生
住所又は所在地	
代表者の氏名	
代表者の住所	

異動年月日	異 動 事 項	印

許 可 証
届出済証

書換申請書

奈良県公安委員会 殿

奈良県金属くず営業条例 第5条第3項 第22条において準用する第5条第3項 の規定により、下記

記

許可証（届出済証）番号	第	号
許可（届出）年月日	年	月 日
氏 名 （法人の場合は、その名称）		
営 業 種 別	☐ 金属くず商	☐ 金属くず行商

変更事項	☐ 氏名又は名称			☐ 住所又は所在地		
	☐ 代表者の氏名			☐ 代表者の住所		
	☐ 主たる行商地域					
変更内容	変更年月日	年 月 日				
	新			旧		

※1 該当する□にレを入れること。
 ※2 不要の文字は、横線で消すこと。

第 4 号様式（第 6 条関係）

許可証
届出済証

再交付申請書

年 月 日

奈良県公安委員会 殿

申請者の氏名（名称）及び住所（所在地）

奈良県金属くず営業条例 第5条第4項 第22条において準用する第5条第4項 の規定により、下記

のとおり、許可証
届出済証 の再交付を申請します。

記

許可証（届出済証）番号	第	号
許可（届出）年月日	年	月 日
氏 名 （法人の場合は、その名称）		
営 業 種 別	☐ 金属くず商 ☐ 金属くず行商	
再交付申請の理由	☐ 許可証（届出済証）の損傷 ☐ 許可証（届出済証）の亡失 ☐ その他（ ）	

- ※1 該当する□にレを入れること。
 ※2 不要の文字は、横線で消すこと。
 ※3 許可証（届出済証）の損傷の場合は、その許可証（届出済証）を添えること。
 ※4 届出済証の再交付の場合は、写真1葉を添えること。

許可証
届出済証

返納届

奈良県公安委員会 殿

奈良県金属くず営業条例 第6条
第20条 の規定により、下記の
第22条において準用する第6条第2項

記

許可証（届出済証）番号	第	号
許可（届出）年月日	年	月 日
営業種別	☐ 金属くず商 ☐ 金属くず行商	
返納理由	返納理由の発生年月日	年 月 日
	☐ 金属くず営業（金属くず行商）を廃止した。	
	☐ 許可を取り消された。	
	☐ 亡失した許可証（届出済証）を発見し、又は回復した。	
	☐ 許可証（届出済証）の交付を受けた者が死亡した。	
	☐ 法人が解散した。	
	☐ その他（ ）	

- ※1 該当する□にレを入れること。
 ※2 不要の文字は、横線で消すこと。
 ※3 返納する許可証（届出済証）を添えること。

第 6 号 様 式 （ 第 8 条 関 係 ）

法人役員異動届

年 月 日

奈良県公安委員会 殿

届出者の名称及び所在地

下記のとおり、業務を行う役員に異動がありましたので、届け出ます。

記

許可証番号	第 号
許可年月日	年 月 日
氏 名 (法人の場合は、 その名称)	

異 動 事 項

異動年月日	年 月 日	
異動内容	☐ 追加 ☐ 削除 ☐ その他 ()	
変更前	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
変更後	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日

※ 1 該当する□にレを入れること。

※ 2 業務を行う役員を新たに追加変更する場合は、登記事項証明書、住民票の写し及び
条例第 4 条第 5 号に掲げる者に該当しないことを誓約する書面各 1 通を添えること。

第 7 号様式（第 9 条関係）

金 属 く ず 商	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 証 番 号	第 号
氏 名 又 は 名 称	
住 所 又 は 所 在 地	
営 業 所 の 名 称	
営 業 所 の 所 在 地	

- 備考 1 文字及び枠線の色彩は黒色、地の色彩は白色とする。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 8 号様式（第10条関係）

金属くず受払台帳

受 入							払 出			
年月日	品目	数量	特徴	職業	住 所	氏名年令	年月日	職 業	住 所	氏名年令

記載上の注意

- 1 品目欄には、（鉄）（鉛）（真鍮）（銅）（アルミニウム）などと 1 品ごとに記載するものとする。ただし、同一品質、種類、特徴で識別できないものは、一括記載しても差し支えない。
- 2 特徴欄には、（鉄アミ）（3 mm 銅線）（2.54cm 真鍮管）などとその物品の本来の使用目的を識別できる品名を記載すること。
- 3 職業欄には、（何商店自動車運転者）などと具体的に記載すること。
- 4 同一帳簿ですでに相手方の住所、氏名、職業、年令を記載した以後は、その住所等に異動のない限り氏名のみ記載してよい。
- 5 書き損じたときは、用紙を破棄することなく、記載事項を読み得る程度に斜線を引くこと。

（注）この様式の各項目のほかに単価、金額などを記載してもよい。

第 9 号 様 式 （ 第 10 条 関 係 ）

帳簿等損傷（亡失・滅失）届

年 月 日

奈良県公安委員会 殿

届出者の氏名（名称）及び住所（所在地）

奈良県金属くず営業条例第10条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

許可証番号	第 号
許可年月日	年 月 日
氏 名 (法人の場合は、 その名称)	
営業所の名称	
営業所の所在地	
損傷、亡失又は滅失の別	☐ 損傷 ☐ 亡失 ☐ 滅失
損傷、亡失又は滅失の理由	

第 1 1 号様式及び第 1 2 号様式を次のように改める。

金属くず行商届

年 月 日

奈良県公安委員会 殿

届出者の氏名及び住所

奈良県金属くず営業条例第17条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

本 籍	
住 所	
氏 名	
生年月日	
主たる行商地域	

(表)

7
センチメートル

○ 第 号

金属くず行商 届出済証

年 月 日

奈良県公安委員会 印

11 センチメートル

(裏)

7
センチメートル

写真貼付	氏 名	
	生年月日	年 月 日生
	住 所	
	主たる 行商地域	

異動年月日	異 動 事 項	印

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の奈良県金属くず営業条例施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の奈良県金属くず営業条例施行規則（以下「新規則」という。）の様式により提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に交付されている旧規則第2号様式による許可証及び第12号様式による届出済証は、新規則の様式によるものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現に金属くず商の許可を受けている者の金属くず商の標識は、この規則の施行の日から6か月間は、なお従前の表示によることができる。
- 5 この規則の施行の際現に奈良県金属くず営業条例第10条の規定による記載がされている帳簿で旧規則第8号様式によるものについては、新規則第10条第1項の規定にかかわらず、なおこれを使用することができる。